

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p>第1節 相続税</p> <p>第11条の2((相続税の課税価格))関係</p> <p>11の2—1～11の2—4 (省略)</p> <p>11の2—5 <u>贈与により取得した財産の価額が相続税の課税価格に加算される場合</u></p> <p>11の2—6～11の2—10 (省略)</p> <p>第3章 財産の評価</p> <p>(省略)</p> <p>第4章 申告及び納付</p> <p><u>第28条((贈与税の申告書))関係</u></p> <p><u>28—1 法第28条第5項の規定の適用を受けた者の贈与税の申告期限</u></p> <p>第5章 更正及び決定</p> <p>(省略)</p> <p>第6章 延納及び物納</p> <p>(省略)</p> <p>第7章 雑則</p> <p>49—1～63—2 (省略)</p> <p><u>第66条の2((特定の一般社団法人等に対する課税))関係</u></p> <p><u>66の2—1 純資産額の意義</u></p> <p><u>66の2—2 相続開始の時ににおける同族理事の数の意義</u></p> <p><u>66の2—3 相続開始前5年以内における同族理事の数の理事の総数に占める割合の判定</u></p> <p><u>66の2—4 一般社団法人等が合併法人である場合</u></p> <p><u>66の2—5 「課された贈与税及び相続税」の意義</u></p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p>第1節 相続税</p> <p>第11条の2((相続税の課税価格))関係</p> <p>11の2—1～11の2—4 (同左)</p> <p>11の2—5 <u>相続開始の年に当該相続に係る被相続人から受けた贈与財産の価額</u></p> <p>11の2—6～11の2—10 (同左)</p> <p>第3章 財産の評価</p> <p>(同左)</p> <p>第4章 申告及び納付</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 更正及び決定</p> <p>(同左)</p> <p>第6章 延納及び物納</p> <p>(同左)</p> <p>第7章 雑則</p> <p>49—1～63—2 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
66の2—6 特定一般社団法人等が相続開始の年において被相続人から贈与を受けている場合	(新設)
66の2—7 被相続人から特定一般社団法人等に対し遺贈があった場合	(新設)
66の2—8 平成30年3月31日以前に設立された一般社団法人等に係る平成30年改正法附則による経過措置について	(新設)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 通則</p> <p>第 1 条の 3 ((相続税の納税義務者))及び第 1 条の 4 ((贈与税の納税義務者))共通関係</p> <p>(個人とみなされるもの)</p> <p>1 の 3 ・ 1 の 4 共— 2 相続税又は贈与税の納税義務者は、相続若しくは遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずべき贈与（以下「死因贈与」という。）を含む。以下同じ。）又は贈与（死因贈与を除く。以下同じ。）によって財産を取得した個人を原則とするが、次に掲げる場合においては、それぞれ次に掲げるものは法第 9 条の 4 第 3 項、<u>第 66 条又は第 66 条の 2</u>の規定により個人とみなされて相続税又は贈与税の納税義務者となることに留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>法第 66 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する一般社団法人等の理事である者（当該一般社団法人等の理事でなくなった日から 5 年を経過していない者を含む。）が死亡した場合において、当該一般社団法人等が同項第 3 号に規定する特定一般社団法人等に該当するとき 当該特定一般社団法人等</u></p> <p>(納税義務の範囲)</p> <p>1 の 3 ・ 1 の 4 共— 3 法第 1 条の 3 第 1 項各号又は第 1 条の 4 第 1 項各号に掲げる者の相続税又は贈与税の納税義務の範囲は、それぞれ次のとおりであるから留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの間に非居住外国人（平成 29 年 4 月 1 日から相続若しくは遺贈又は贈与の時まで引き続き法施行地に住所を有しない個人であって日本国籍を有しないものをいう。以下 1 の 3 ・ 1 の 4 共— 3 において同じ。）から相続若しく</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 通則</p> <p>第 1 条の 3 ((相続税の納税義務者))及び第 1 条の 4 ((贈与税の納税義務者))共通関係</p> <p>(個人とみなされるもの)</p> <p>1 の 3 ・ 1 の 4 共— 2 相続税又は贈与税の納税義務者は、相続若しくは遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずべき贈与（以下「死因贈与」という。）を含む。以下同じ。）又は贈与（死因贈与を除く。以下同じ。）によって財産を取得した個人を原則とするが、次に掲げる場合においては、それぞれ次に掲げるものは法第 9 条の 4 第 3 項<u>又は法第 66 条</u>の規定により個人とみなされて相続税又は贈与税の納税義務者となることに留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(納税義務の範囲)</p> <p>1 の 3 ・ 1 の 4 共— 3 法第 1 条の 3 第 1 項各号又は第 1 条の 4 第 1 項各号に掲げる者の相続税又は贈与税の納税義務の範囲は、それぞれ次のとおりであるから留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの間に非居住外国人（平成 29 年 4 月 1 日から相続若しくは遺贈又は贈与の時まで引き続き法施行地に住所を有しない個人であって日本国籍を有しないものをいう。）から相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した時</p>

改正後	改正前
<p>は遺贈又は贈与により財産を取得した時において法施行地に住所を有しない者であり、かつ、日本国籍を有しない個人については、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）附則第31条第2項の規定により非居住制限納税義務者に当たるとに留意する。</p> <p><u>なお、贈与税の非居住無制限納税義務者（日本国籍を有しない個人に限る。）に該当する者であっても、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に非居住外国人から贈与により財産を取得した場合には、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第43条第2項の規定により非居住制限納税義務者に当たるとに留意する。</u></p>	<p>において法施行地に住所を有しない者であり、かつ、日本国籍を有しない個人については、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）附則第31条第2項の規定により<u>上記②</u>の非居住制限納税義務者に当たるとに留意する。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p style="text-align: center;">第1節 相続税</p>	<p style="text-align: center;">第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p style="text-align: center;">第1節 相続税</p>
<p>第11条の2（（相続税の課税価格）関係）</p>	<p>第11条の2（（相続税の課税価格）関係）</p>
<p><u>（贈与により取得した財産の価額が相続税の課税価格に加算される場合）</u></p>	<p><u>（相続開始の年に当該相続に係る被相続人から受けた贈与財産の価額）</u></p>
<p>11の2—5 相続又は遺贈によって財産を取得した者がその相続開始の年（<u>法施行令第4条の4の2第3項に規定する場合に該当する場合には、同項に規定する適用年</u>）において当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産（被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税の適用を受ける財産を除く。）の価額については、<u>法第21条の2第4項又は法施行令第4条の4の2第3項の規定により贈与税の課税価格に算入しないで相続税の課税価格に加算することに留意する。</u></p>	<p>11の2—5 相続又は遺贈によって財産を取得した者がその相続開始の年において当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産（被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税の適用を受ける財産を除く。）の価額については、<u>法第21条の2第4項の規定により贈与税の課税価格に算入しないで相続税の課税価格に加算するのであるから留意する。</u></p>
<p>また、相続開始の年（<u>法施行令第7条の2に規定する場合に該当する場合には、同条に規定する適用年</u>）において特定贈与者である被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産の価額については、<u>法第21条の10の規定により贈与税の課税価格に算入される（法第28条第4項又は法施行令第7条の2の規定により当該財産については贈与税の申告を要しない。）とともに、法第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定により相続税の課税価格にも算入されることに留意する。</u></p>	<p>また、相続開始の年において特定贈与者である被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産の価額については、<u>法第21条の10の規定により贈与税の課税価格に算入される（法第28条第4項の規定により当該財産については贈与税の申告を要しない。）とともに、法第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定により相続税の課税価格にも算入されることとなるのであるから留意する。</u></p>
<p>（注） <u>上記の相続開始の年において当該相続に係る被相続人からの贈与により財産を取得した者が当該財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、当該相続開始の年の前年以前の年分の贈与について法施行令第5条第1項に規定する「相続時精算課税選択届出書」（以下「相続時精算課税選択届出書」という。）を提出している場合を除き、当該相続時精算課税選択届</u></p>	<p>（注） 相続開始の年において当該相続に係る被相続人からの贈与により財産を取得した者が当該財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、当該相続開始の年の前年以前の年分の贈与について法施行令第5条第1項に規定する「相続時精算課税選択届出書」（以下「相続時精算課税選択届出書」という。）を提出している場合を除き、当該相続時精算課税選択届出書</p>

改正後	改正前
<p>出書を提出しなければならない<u>こと</u>に留意する。</p> <p>第19条((相続開始前3年以内に贈与があつた場合の相続税額)関係</p> <p>(相続の開始前3年以内に被相続人からの贈与により国外財産を取得している場合)</p> <p>19—4 . . .</p> <p><u>(注) 上記は、贈与税の非居住無制限納税義務者(日本国籍を有しない個人に限る。)が、法第28条第5項に規定する短期非居住贈与者から同項の贈与により法施行地外にある財産を取得した場合において、その後、同条第7項の規定により当該財産の価額が贈与税の課税価格に算入されないこととなったときについても同様であることに留意する。</u></p>	<p>を提出しなければならない<u>のであるから</u>留意する。</p> <p>第19条((相続開始前3年以内に贈与があつた場合の相続税額)関係</p> <p>(相続の開始前3年以内に被相続人からの贈与により国外財産を取得している場合)</p> <p>19—4 . . .</p>
<p style="text-align: center;">第2節 贈与税</p>	<p style="text-align: center;">第2節 贈与税</p>
<p>第21条の2((贈与税の課税価格)関係</p> <p>(納税義務の範囲)</p> <p>21の2—1 . . .</p> <p><u>(注) 財産を取得した時に法第1条の4第1項第2号ロに該当していた者が法第28条第5項の規定の適用を受けた場合において、同条第7項に規定する場合に該当することとなったときは、その者は法第1条の4第1項第4号に該当することに留意する。</u></p>	<p>第21条の2((贈与税の課税価格)関係</p> <p>(納税義務の範囲)</p> <p>21の2—1 . . .</p>
<p>(相続又は遺贈により財産を取得しなかった者の贈与税の課税価格)</p> <p>21の2—3 相続開始の年(法施行令第4条の4の2第3項又は第7条の2に規定する場合に該当する場合には、これらに規定する適用年。以下21の2—3において同じ。)において、当該相続に係る被相続人からの贈与により財産を取得した者が当該被相続人からの相続又は遺贈により財産を取得しなかった場合の贈与税の課税価格は、法第21条の5から第21条の7までの規定(措置法第70条の2の5の規定を含む。以下「暦年課税」という。)の適用を受けるもの又は相続時精算課税の適用を受けるもののいずれであるかに応じて、それぞれ次に掲げるとおりとなる<u>ことに留意する。</u></p> <p>(1) 暦年課税</p> <p>法第21条の2第4項又は法施行令第4条の4の2第3項の規定は適用されず、当該贈与により取得した財産の価額は、贈与税の課税価格に算入される。</p>	<p>(相続又は遺贈により財産を取得しなかった者の贈与税の課税価格)</p> <p>21の2—3 相続開始の年において、当該相続に係る被相続人からの贈与により財産を取得した者が当該被相続人からの相続又は遺贈により財産を取得しなかった場合の贈与税の課税価格は、法第21条の5から第21条の7までの規定(措置法第70条の2の5の規定を含む。以下「暦年課税」という。)の適用を受けるもの又は相続時精算課税の適用を受けるもののいずれであるかに応じて、それぞれ次に掲げるとおりとなる<u>のであるから</u>留意する。</p> <p>(1) 暦年課税</p> <p>法第21条の2第4項の規定は適用されず、当該贈与により取得した財産の価額は、贈与税の課税価格に算入される。</p>

改正後		改正前															
<p>(2) 相続時精算課税</p> <p>法第21条の10の規定により、当該贈与により取得した財産の価額は、贈与税の課税価格に算入されるが、法第28条第4項又は法施行令第7条の2の規定により贈与税の申告書の提出を要しない。この場合、当該財産の価額について贈与税の更正又は決定は行わない<u>こと</u>に留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p style="text-align: center;">第3節 相続時精算課税</p> <p>(「相続時精算課税選択届出書」の提出先等)</p> <p>21の9—2 贈与者が贈与をした年の中途において死亡した場合又は贈与により財産を取得した者が相続時精算課税選択届出書の提出期限前に当該相続時精算課税選択届出書を提出しないで死亡した場合において、当該贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるために提出する相続時精算課税選択届出書の提出先及び提出期限は、次に掲げる場合に依り、それぞれに掲げるところによる<u>こと</u>に留意する。</p>		<p>(2) 相続時精算課税</p> <p>法第21条の10の規定により、当該贈与により取得した財産の価額は、贈与税の課税価格に算入されるが、法第28条第4項の規定により贈与税の申告書の提出を要しない。この場合、当該財産の価額について贈与税の更正又は決定は行わない<u>のであるから</u>留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p style="text-align: center;">第3節 相続時精算課税</p> <p>(「相続時精算課税選択届出書」の提出先等)</p> <p>21の9—2 贈与者が贈与をした年の中途において死亡した場合又は贈与により財産を取得した者が相続時精算課税選択届出書の提出期限前に当該相続時精算課税選択届出書を提出しないで死亡した場合において、当該贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるために提出する相続時精算課税選択届出書の提出先及び提出期限は、次に掲げる場合に依り、それぞれに掲げるところによる<u>のであるから</u>留意する。</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>提出先</th> <th>提出期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> (1) 贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合 (注) 相続時精算課税選択届出書に係る受贈財産については、贈与税の申告を要しない<u>こと</u>に留意する。 </td> <td rowspan="2"> ① 受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限(相続税法第28条第1項(同条第6項又は第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。②において同じ。))又は第2項に規定する期限)以前に当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限(同法第27条第1項又は第2項に規定する期限)が到来するとき </td> <td> 当該贈与者に係る相続税の申告書の提出期限 </td> </tr> <tr> <td> 当該受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	提出先	提出期限	(1) 贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合 (注) 相続時精算課税選択届出書に係る受贈財産については、贈与税の申告を要しない <u>こと</u> に留意する。	① 受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限(相続税法第28条第1項(同条第6項又は第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。②において同じ。))又は第2項に規定する期限)以前に当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限(同法第27条第1項又は第2項に規定する期限)が到来するとき	当該贈与者に係る相続税の申告書の提出期限	当該受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>提出先</th> <th>提出期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> (1) 贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合 (注) 相続時精算課税選択届出書に係る受贈財産については、贈与税の申告を要しない<u>のであるから</u>留意する。 </td> <td rowspan="2"> ① 受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限(相続税法第28条第1項又は第2項に規定する期限)以前に当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限(同法第27条第1項又は第2項に規定する期限)が到来するとき </td> <td> 当該贈与者に係る相続税の申告書の提出期限 </td> </tr> <tr> <td> 当該受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限 </td> </tr> </tbody> </table>		区分	提出先	提出期限	(1) 贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合 (注) 相続時精算課税選択届出書に係る受贈財産については、贈与税の申告を要しない <u>のであるから</u> 留意する。	① 受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限(相続税法第28条第1項又は第2項に規定する期限)以前に当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限(同法第27条第1項又は第2項に規定する期限)が到来するとき	当該贈与者に係る相続税の申告書の提出期限	当該受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限
区分	提出先	提出期限															
(1) 贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合 (注) 相続時精算課税選択届出書に係る受贈財産については、贈与税の申告を要しない <u>こと</u> に留意する。	① 受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限(相続税法第28条第1項(同条第6項又は第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。②において同じ。))又は第2項に規定する期限)以前に当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限(同法第27条第1項又は第2項に規定する期限)が到来するとき	当該贈与者に係る相続税の申告書の提出期限															
		当該受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限															
区分	提出先	提出期限															
(1) 贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合 (注) 相続時精算課税選択届出書に係る受贈財産については、贈与税の申告を要しない <u>のであるから</u> 留意する。	① 受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限(相続税法第28条第1項又は第2項に規定する期限)以前に当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限(同法第27条第1項又は第2項に規定する期限)が到来するとき	当該贈与者に係る相続税の申告書の提出期限															
		当該受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限															

改正後				改正前			
	(相続税法第27条第1項又は第2項に規定する期限)前に受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限(同法第28条第1項又は第2項に規定する期限)が到来するとき		提出期限		(同法第28条第1項又は第2項に規定する期限)が到来するとき		
(2) 贈与により財産を取得した者が相続時精算課税選択届出書の提出期限前に当該届出書を提出しないで死亡した場合(上記(1)に該当する場合を除く。)	当該受贈者に係る贈与税の納税地を所轄する税務署長	当該受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限		(2) 贈与により財産を取得した者が相続時精算課税選択届出書の提出期限前に当該届出書を提出しないで死亡した場合(上記(1)に該当する場合を除く。)	当該受贈者に係る贈与税の納税地を所轄する税務署長	当該受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限	
第4章 申告及び納付				第4章 申告及び納付			
第28条((贈与税の申告書))関係				(新設)			
<u>(法第28条第5項の規定の適用を受けた者の贈与税の申告期限)</u>				(新設)			
28-1 法第28条第5項の規定の適用を受けた者の贈与税の申告期限は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりであることに留意する。							
(1) その者に係る短期非居住贈与者(同項に規定する短期非居住贈与者をいう。以下28-1において同じ。)が法施行地に住所を有しなくなった日から2年を経過する日までに再び法施行地に住所を有することとなった場合 住所を有することとなった日の属する年の翌年3月15日							
(2) その者に係る短期非居住贈与者が法施行地に住所を有しなくなった日から2年を経過した場合 2年を経過した日の属する年の翌年3月15日							
(注) 法第28条第5項の規定は、非居住無制限納税義務者(日本国籍を有しない個人に限る。)が、その年中において短期非居住贈与者及び短期非居住贈与者以外の者から贈与により取得した財産の全部について適用があることに留意する。							
第34条((連帯納付の義務))関係				第34条((連帯納付の義務))関係			

改正後	改正前
<p>(相続税の一部について延納の許可を受けた又は納税猶予がされた場合)</p> <p>34—4 相続税の一部について延納の許可を受けた又は納税猶予(措置法第70条の6第1項、第70条の6の4第1項、第70条の7の2第1項、<u>第70条の7の4第1項、第70条の7の6第1項、第70条の7の8第1項又は第70条の7の12第1項</u>)がされた場合においては、延納の許可を受けた又は納税猶予がされた相続税額以外の相続税については、法第34条第1項第1号に該当する場合を除き、同項による連帯納付の責めの対象となることに留意する。</p>	<p>(相続税の一部について延納の許可を受けた又は納税猶予がされた場合)</p> <p>34—4 相続税の一部について延納の許可を受けた又は納税猶予(措置法第70条の6第1項、第70条の6の4第1項、第70条の7の2第1項<u>又は第70条の7の4第1項</u>)がされた場合においては、延納の許可を受けた又は納税猶予がされた相続税額以外の相続税については、法第34条第1項第1号に該当する場合を除き、同項による連帯納付の責めの対象となることに留意する。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 延納及び物納</p>	<p style="text-align: center;">第6章 延納及び物納</p>
<p>第39条((延納手続))関係</p>	<p>第39条((延納手続))関係</p>
<p>(物納申請の却下等がされた後に延納する場合の取扱い)</p> <p>39—5 相続税額の一部について延納申請がなされ、他の一部につき物納申請税額又は納税猶予税額(措置法第70条の6第1項、第70条の6の4第2項第5号、第70条の7の2第2項第5号、<u>第70条の7の4第2項第4号、第70条の7の6第2項第8号、第70条の7の8第2項第4号又は第70条の7の12第2項</u>に規定する納税猶予分の相続税の額をいう。以下同じ。)がある場合において、当該延納申請を許可する時まで、①物納申請が却下又は取り下げられているとき若しくは取り下げられたとみなされているとき、②納税猶予が認められないこととなっているときは、法第38条第1項の延納を許可することができる期間及び第2項の延納年割額の計算に当たっては、これらの物納申請又は納税猶予はなかったものとして計算したところにより、延納を許可するものとする。</p> <p>また、同条第3項に規定する贈与税額の一部について延納申請がなされ、他の一部につき措置法第70条の4第1項、<u>第70条の7第2項第5号、第70条の7の5第2項第8号又は第70条の7の9第1項</u>に規定する納税猶予を受けようとする贈与税額がある場合についても、これに準ずるものとする。</p>	<p>(物納申請の却下等がされた後に延納する場合の取扱い)</p> <p>39—5 相続税額の一部について延納申請がなされ、他の一部につき物納申請税額又は納税猶予税額(措置法第70条の6第1項、第70条の6の4第2項第5号、第70条の7の2第2項第5号<u>又は第70条の7の4第2項第4号</u>に規定する納税猶予分の相続税の額をいう。以下同じ。)がある場合において、当該延納申請を許可する時まで、①物納申請が却下又は取り下げられているとき若しくは取り下げられたとみなされているとき、②納税猶予が認められないこととなっているときは、法第38条第1項の延納を許可することができる期間及び第2項の延納年割額の計算に当たっては、これらの物納申請又は納税猶予はなかったものとして計算したところにより、延納を許可するものとする。</p> <p>また、同条第3項に規定する贈与税額の一部について延納申請がなされ、他の一部につき措置法第70条の4第1項<u>又は第70条の7第2項第5号</u>に規定する納税猶予を受けようとする贈与税額がある場合についても、これに準ずるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 雑則</p>	<p style="text-align: center;">第7章 雑則</p>
<p>第66条の2((特定的一般社団法人等に対する課税))関係</p> <p>(純資産額の意義)</p> <p>66の2—1 法第66条の2第1項に規定する純資産額(以下66の2—1及び66の2—7において</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>「純資産額」という。)は、同条第2項に規定する特定一般社団法人等(以下66の2-7までにおいて「特定一般社団法人等」という。)が、同条第1項に規定する被相続人(以下66の2-7までにおいて「被相続人」という。)の相続開始の時に於いて有する財産及び債務に基づき算定するのであるが、この場合における財産の価額の算定等については次によることに留意する。</p> <p>(1) 財産の価額は、当該被相続人の相続開始の時に於ける法施行令第34条第2項に規定する時価によるのであるが、この場合の時価とは、評価基本通達の定めにより算定した価額(同項に規定する地上権、永小作権又は定期金給付契約に関する権利に於ては、法第23条から第25条までの規定に準じて評価した金額)による。</p> <p>なお、特定一般社団法人等が有する財産からは、当該特定一般社団法人等が信託の受託者として有するもの及び当該被相続人から遺贈により取得したものは除かれることに留意する。</p> <p>(注) 上記の地上権、永小作権又は定期金給付契約に関する権利の評価については、23-1 から25-1 までの取扱いに準ずることに留意する。</p> <p>(2) 債務の価額は、法施行令第34条第1項第2号に掲げる金額の合計額によるのであるが、その算定については、次による。</p> <p>イ 同号イの債務の金額は、当該被相続人の相続開始の時の現況による。</p> <p>なお、特定一般社団法人等が有する債務は、当該被相続人の相続開始の際現に存するものであって、確実と認められるものに限り、特定一般社団法人等が信託の受託者として有するものは除かれることに留意する。</p> <p>(注) 1 債務が確実と認められるかどうかについては、14-1 から14-4 までの取扱いに準ずる。なお、特定一般社団法人等が設定した貸倒引当金、退職給与引当金、納税引当金その他の引当金及び準備金に相当する金額は、法施行令第34条第1項第2号イの債務に当たらないことに留意する。</p> <p>2 特定一般社団法人等に課される国税又は地方税であつて当該被相続人の相続開始以前に納税義務が成立したもので、当該相続開始以前に納付すべき税額が確定したものは、同号ロの国税又は地方税から除かれているのであるが、同号イの債務に含まれることに留意する。</p> <p>ロ 同号ハの給与については、3-18から3-33までの取扱いに準ずる。</p> <p>ハ 同号ニの特定一般社団法人等が有する基金の額は、当該被相続人の相続開始の時に於ける当該基金の額による。</p> <p>(3) 財産の価額の合計額を債務の価額の合計額が上回る場合には、特定一般社団法人等の純資産額は零となる。</p>	

改正後	改正前
<p><u>(相続開始の時ににおける同族理事の数の意義)</u></p> <p><u>66の2—2 法第66条の2第1項の「その時における当該特定一般社団法人等の同族理事の数」は、被相続人に係る相続開始直後の同条第2項第2号に規定する同族理事(以下66の2—4までにおいて「同族理事」という。)の数によることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 当該被相続人と同時に死亡した者がある場合において、その死亡した者が次の(1)又は(2)に掲げる者に該当するときは、その死亡した者の数は、同族理事の数に加算することに留意する。</u></p> <p><u>(1) その死亡の直前において当該特定一般社団法人等の同族理事である者</u></p> <p><u>(2) 当該特定一般社団法人等の理事でなくなった日から5年を経過していない者であって当該被相続人と法施行令第34条第3項に規定する特殊の関係のあるもの</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(相続開始前5年以内における同族理事の数の理事の総数に占める割合の判定)</u></p> <p><u>66の2—3 法第66条の2第2項第3号ロの割合が2分の1を超える期間の合計が3年以上であるかどうかの判定については、次によることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 理事である期間は、同項第1号に規定する一般社団法人等(以下66の2—4及び66の2—8において「一般社団法人等」という。)の理事が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第63条((選任))(同法第177条((一般社団法人に関する規定の準用))において準用する場合を含む。)の規定に基づき選任された日からその退任の日又は解任の日までの期間による。</u></p> <p><u>(2) 被相続人の相続の開始前5年以内の各時における同項第3号ロの割合の計算は、当該各時において当該被相続人に係る同族理事に該当する理事の数及び当該各時の理事の総数に基づき行う。</u></p> <p><u>(注) 法施行令第34条第6項に規定する被合併法人同族理事(以下66の2—4において「被合併法人同族理事」という。)の数についても同様であることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(一般社団法人等が合併法人である場合)</u></p> <p><u>66の2—4 一般社団法人等が、被相続人の相続開始前5年以内に行われた合併に係る法施行令第34条第5項に規定する合併法人である場合には、次によることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 当該被相続人が、同項に規定する被合併法人(以下66の2—4において「被合併法人」という。)の理事であったときは、当該被相続人は当該一般社団法人等の理事でなくなった日から5年を経過していない者とみなされる。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>当該一般社団法人等に係る被合併法人が複数あるときの被合併法人同族理事の数の被合併法人の理事の総数に占める割合の判定は、被合併法人ごとに行い、その割合が2分の1を超える期間については、当該一般社団法人等に係る法第66条の2第2項第3号ロの2分の1を超える期間に該当するものとみなされる。</u></p> <p><u>(「課された贈与税及び相続税」の意義)</u></p> <p><u>66の2—5 法第66条の2第3項に規定する「課された贈与税及び相続税」には、特定一般社団法人等が贈与及び遺贈により取得した財産に対して法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課されるべき贈与税及び相続税(法第36条第1項及び第2項の規定による更正又は決定をすることができなくなった贈与税及び相続税を除く。)も含まれるものとして取り扱うものとする。この場合において、当該贈与税及び相続税については、速やかに課税手続をとることに留意する。</u></p> <p><u>(特定一般社団法人等が相続開始の年において被相続人から贈与を受けている場合)</u></p> <p><u>66の2—6 特定一般社団法人等が、被相続人の相続開始の年において当該被相続人から贈与により財産を取得している場合には、法第66条の2第5項の規定により当該財産の価額については法第19条第1項の規定の適用はないのであるが、当該贈与について法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定の適用がある場合には、当該贈与による財産の取得につき当該特定一般社団法人等に贈与税が課されることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 上記により課された贈与税の税額については、法施行令第34条第7項に規定する控除対象金額に含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(被相続人から特定一般社団法人等に対し遺贈があった場合)</u></p> <p><u>66の2—7 被相続人の死亡について特定一般社団法人等に法第66条の2第1項の規定の適用がある場合において、当該特定一般社団法人等が当該被相続人から遺贈により財産を取得しているときは、次によることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 当該財産は、当該特定一般社団法人等の純資産額の算定の基礎となる財産から除かれること。</u></p> <p><u>(2) 当該財産の取得につき法第66条第4項の規定の適用により相続税が課される場合には、次の取扱いとなること。</u></p> <p><u>イ 当該特定一般社団法人等に係る相続税の課税価格は、当該財産の価額と法第66条の2第1項の規定により遺贈により取得したものとみなされる金額との合計額による。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>ロ <u>法第66条第5項の規定により相続税の額から控除する同項の法人税その他の税の額に相当する額は、同項の規定による控除前の相続税の額に当該財産の価額がイの課税価格に占める割合を乗じて計算した金額が限度となる。</u></p> <p>ハ <u>当該被相続人の死亡について当該特定一般社団法人等に課された相続税の税額には、法第66条の2第3項の規定は適用されない。</u></p> <p><u>(平成30年3月31日以前に設立された一般社団法人等に係る平成30年改正法附則による経過措置について)</u></p> <p><u>66の2—8 所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第43条第5項((相続税法の一部改正に伴う経過措置))の規定により、一般社団法人等が平成30年3月31日以前に設立されたものである場合には、法第66条の2の規定は、平成33年4月1日以後の当該一般社団法人等の理事である者(当該一般社団法人等の理事でなくなった日から5年を経過していない者を含む。)の死亡に係る相続税について適用されることに留意する。</u></p> <p><u>この場合において、平成30年3月31日以前の期間は、同条第2項第3号ロの2分の1を超える期間に該当しないものとされていることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>